

愛知県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地(市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビーター受入	指定期年月日	区域変更年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
2710010	二川	フカワ	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25				
2710020	高豊	カトヨ	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25	S35.2.25			
2710025	伊川津	イカヅ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S62.3.25				
2710050	姫島	ヒメジマ	1	田原市	田原市	渥美		◎	○		S29.7.12	S49.3.30			指定管理H18.4.1～
2710060	宇津江	ウツエ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S28.3.25				指定管理H18.4.1～
2710068	御馬	オンマ	1	豊川市	豊川市	—		◎	○		S28.12.28				
2710080	宮崎	ミヤザキ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎			S28.3.25	H7.10.23			
2710090	衣崎	クロモザキ	1	西尾市	西尾市	衣崎	2	○			S28.6.27				
2710095	味沢	アジサワ	1	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S48.3.27				
2710100	寺津	テラヅ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎	○		S28.6.27				
2710110	蜷川	シジミガワ	1	碧南市	碧南市	大浜			○		S28.6.27	R2.2.20			
2710120	河和	カワ	1	知多郡美浜町	美浜町	美浜町		◎			S28.3.25				
2710130	上野間	カミノ	1	知多郡美浜町	美浜町	野間		○			S28.6.27				
2710135	小鈴谷	コスガヤ	1	常滑市	常滑市	小鈴谷	2	◎			S46.5.24				
2710140	豊丘	トヨカ	1	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎			S28.3.25				
2710145	山海	ヤマミ	1	知多郡南知多町	南知多町	豊浜		○			S56.7.10				
2710150	大野	オノ	1	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S29.7.12				
2720010	福江	フケ	2	田原市	愛知県	渥美 小中山		○			S27.7.29	S45.5.29			
2720030	知柄	チカラ	2	蒲郡市	愛知県	蒲郡		◎			S26.7.28				
2720040	西幡豆	ニシハズ	2	西尾市	愛知県	幡豆	2	◎			S29.7.12	H21.3.24			
2720050	佐久島	サクシマ	2	西尾市(佐久島)	西尾市	西三河		◎			S28.12.28	S49.3.1	離島		
2720060	一色	イツシキ	2	西尾市	愛知県	西三河		○	○		S27.7.29	S44.9.6			
2720070	栄生	エイセイ	2	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S26.7.28	H6.8.16			
2720080	大浜	オオハマ	2	碧南市	愛知県	大浜		◎	○		S30.10.21	S41.3.31			
2720090	大井	オオイ	2	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎	○		S26.7.28	S62.6.25			
2720100	日間賀	ヒマカ	2	知多郡南知多町(日間賀島)	南知多町	日間賀島		◎			S26.7.28	S49.3.1	離島		
2720110	篠島	シノジマ	2	知多郡南知多町(篠島)	愛知県	篠島		◎	○		S27.10.6	H29.5.2	離島		
2720120	師崎	モロザキ	2	知多郡南知多町	愛知県	師崎 片崎		◎	○		S29.7.12	S61.12.1			
2720130	菊屋	カリヤ	2	常滑市	常滑市	常滑		◎			S29.7.12				
2720140	鬼崎	オニザキ	2	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S26.7.28				
2730010	三谷	ミヤ	3	蒲郡市	愛知県	三谷		◎	○		S26.7.28	H6.8.16			
2730020	形原	カタハラ	3	蒲郡市	愛知県	蒲郡		○	○		S26.7.28	S51.3.12			
2730030	豊浜	トヨハマ	3	知多郡南知多町	愛知県	豊浜		◎	○		S26.7.28	H21.3.30			
2740010	赤羽根	アカハネ	4	田原市	愛知県	愛知外海		◎			S26.7.28	H15.10.10			

(注)

- 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
- 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
- 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
- ビーター(一時利用をいう。)受入欄は、ビーター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
- 指定期年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
- 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
- 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。